

資源管理の状況等の報告について



蚕特第230-103号

令和7年3月19日

群馬県内水面漁場管理委員会 会長 様

群馬県知事 山本 一太
(蚕糸特産課)



資源管理の状況等の報告について（報告）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第2項の規定に基づき、内水面における第5種共同漁業権及び第2種区画漁業権の資源管理の状況等を報告するとともに漁業権が適切かつ有効に活用されているか評価したので貴委員会に報告します。

担当 農政部蚕糸特産課水産係
電話：027-226-3095
FAX：027-221-8681

資源管理の状況等の報告について

1 資源管理の状況等の報告

令和2年に改正漁業法が施行され、漁業権者は免許された漁場の活用状況について1年に1回以上、県知事あてに報告する義務が課された（別紙1）。また、県知事は当該報告を受けた事項について、内水面漁場管理委員会に必要な報告をすることになっている（別紙2）。

漁業法抜粋

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

この報告については、「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について（令和2年6月30日付け2水管第499号）」の通知（以下、「ガイドライン」という。）により、チェックシート（別紙3）を用いて漁業権が適切かつ有効に活用されているかを評価することとされている。この評価により、漁業権が「適正かつ有効」に活用されていない場合は、知事が必要な指導および勧告をする必要がある。

漁業法抜粋

（指導及び勧告）

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

第 5 種共同漁業権における資源管理の状況等の報告

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日

1 資源管理の状況					
・ 漁業権行使規則の取組実績		当組合漁業権行使規則に遵守し、漁業を行っている。			
・ 共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組		カワウの追い払い（〇回）、カワウの駆除活動（〇回）、外来魚の駆除活動（〇回）、漁業権対象魚種の増殖（別紙 2 のとおり）			
・ その他の取組		子供向け釣り教室（〇回）、内水面漁業者と地域住民等が連携した河川・湖沼の水草除去（〇回）や清掃（〇回）、漁村文化の継承に関する体験学習・出前授業（〇回延べ〇人）			
2 漁場の活用の状況					
漁業権番号	共第〇号	漁業権者	〇〇漁協	組合員行使権者数	〇〇人
漁業の名称	組合員行使権者数	操 業 期 間			
あゆ漁業	〇〇人	年間操業期間は〇月〇日から〇月〇日まで			
ます漁業	〇〇人	年間操業期間は〇月〇日から〇月〇日まで			
うぐい漁業	〇〇人	年間操業期間は〇月〇日から〇月〇日まで			
うなぎ漁業	〇〇人	年間操業期間は〇月〇日から〇月〇日まで			
...					
...					
行使・遊漁料収入状況	別紙1のとおり	魚種別増殖実施数	別紙2のとおり	次年度増殖計画	別紙3のとおり
放流用種苗等入手先	別紙4のとおり	漁獲量	別紙5のとおり		

注 1 : 漁場の活用の状況について、対象種も可能な範囲で区分して記載。

注 2 : 名称の異なる漁業ごとに区別して行使権者数、延べ日数等を記載することが困難な場合には、複数の漁業についてまとめて記載してもよい（例：「あゆ、うなぎ漁業」の区分で記載）。魚種ごと（複数の魚種）での記載が難しい場合は、行使料の対象水産動物で区別して記載。

第2種区画漁業権における資源管理状況の報告

令和6年1月から令和6年12月

免許番号・湖沼名	区第100号 ・ ○○湖	漁業の名称	こい、わかさぎ養殖業
漁業権者・住所	○○市△△□□ー□		
漁業権者・氏名又は名称	阪東 太郎		
1 資源管理の状況			
・ 資源管理等の取組状況	・ 免許内容を遵守し、養殖を行っている。		
・ 自主的な取組実施状況	・ 養殖現場で行っている環境対策等を記載 (例：カワウの追い払い、水質悪化を防ぐため排水路にフィルターを設けている)		
2 漁場の活用の状況			
① 養殖施設数	・ こい養殖業：○m×○mの網いけす○面 ・ わかさぎ養殖業：○m×○mの網いけす○面		
② 養殖業の種類ごとの生産量と生産金額	・ こい養殖業：○○トン、○○円 ・ わかさぎ養殖業：○○トン、○○円		
③ 区画の使用状況	・ 区画全体の○○%を養殖に使用		

※赤字の部分を漁場ごとに記載してください。

法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート

漁業権番号：〇〇

漁業権者：〇〇漁業協同組合

年 月 日：〇年〇月〇日

部署及び担当者氏名：

チェック項目	合理的理由の有無 (注4)	該当する場合に 「✓」	判断の根拠 (注5)
1 資源管理の状況等の報告			
漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている(注1)			
2 法第91条第1項第1号の判断基準			
(1) 漁業関係法令を遵守している			
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している			
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である			
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる			
(5) 資源管理を適切に実施している			
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)			
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない			
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない			
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない			
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない			
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている			
(12) その他			
3 法第91条第1項第2号の判断基準			
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)			
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注4)			
(3) 漁場の全てを利用している(注4)			
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている			
(5) その他			
4 評価	問題なし／指導		
評価理由	・・・		

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引くなどする。

※ チェックの結果、チェックが欠けている場合には、原則として改善されるよう法第91条に基づく指導を行うとともに、改善状況について、以下の様式を用いて確認する。

1つ以上空欄があるにもかかわらず、「問題なし」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載すること。

※ チェックの結果、指導・勧告を受けたとしても、それが改善されれば「適切かつ有効」と判断される。

(注1) 報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第176条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うものとする。

(注2) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注4参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。

(注3) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。

(注4) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。

(注5) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証書類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

令和6年度第五種共同漁業権（資源管理の状況等の報告及び漁業法第91条の指導または勧告に関する評価）

資源の管理状況等の報告					法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート								4 評価		評価理由		
漁業権者 (漁協名)	免許番号 (共第○号)	漁業	資源管理 の状況	漁場の 活用状況	1 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている。	2(1) 漁業関係法令を遵守している。	2(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している。	2(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる。	2(5) 資源管理を適切に実施している。	2(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められているものを使用していないか。	3(3) 漁場の全てを利用している。	3(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている。					
															問題なし	指導	
利根	1, 15	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、わかさぎ、かじか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	適切かつ有効に活用されている		
阪東	2	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
群馬	3	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、どじょう、なます、わかさぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
吾妻	4	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
上州	5	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、どじょう、わかさぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
烏川	5	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、どじょう	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
東毛	3, 8	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、どじょう、なます	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
両毛	9, 10	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、わかさぎ、かじか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
神流川	7	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、わかさぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
南甘	6	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、うぐい、うなぎ、かじか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
上野村	6	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、うぐい、うなぎ、かじか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
邑楽	11	こい、ふな、うなぎ、なます	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
近藤沼	12	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
日向	13	こい、ふな、うなぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
城沼	14	こい、ふな、うなぎ、もつご	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
赤城大沼	17	こい、ふな、うぐい、わかさぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
榛名湖	18	ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、わかさぎ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃		
			判断の根拠		回答の有無	聞き取り等	総会報告	紛争相談等	増殖呈示量	通報等の記録	聞き取り等	総会報告					

令和6年度第二種区画漁業権（資源管理の状況等の報告及び漁業法第91条の指導または勧告に関する評価）

資源の管理状況等の報告						法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート										4 評価		評価理由
免許番号 (区第○号)	漁場		漁業	資源管理 の状況	漁場の 活用状況	1 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている。	2(1) 漁業関係法令を遵守している。	2(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している。	2(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である。	2(5) 資源管理を適切に実施している。	2(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められているものを使用していないか。	2(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない。	3(3) 漁場の全てを利用して	問題なし	指導			
	名称	地区																
1	千貫沼	〃	こい類養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		適切かつ有効に活用されている		
2	久保替戸沼	〃	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〃		
3	入田沼	〃	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〃		
4	伊勢の森下沼	〃	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〃		
5	吉沼	〃	こい類養殖業、わかさぎ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〃		
6	波志江上沼	伊勢崎市	こい類養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〃		
7	磯沼	〃	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〃		
8	下洲名東沼	〃	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〃		
9	鳴沢湖	高崎市	わかさぎ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〃		
10	鮎川貯水池	〃	こい類養殖業、わかさぎ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〃		
11	野反湖	吾妻郡中之条町	ます養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〃		
12	丸沼	利根郡片品村	ます養殖業、わかさぎ養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〃		
13	菅沼	〃	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〃		
14	大尻沼	〃	ます養殖業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〃		
				判断の根拠		回答の有無	聞き取り等	聞き取り等	聞き取り等	聞き取り等	通報等の記録	聞き取り等	聞き取り等					